

優良な実習実施者の要件（詳細）

項目	配点
【最大70点】	
①技能等の修得等に係る実績	
I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上:20点 ・80%以上95%未満:10点 ・75%以上80%未満:0点 ・75%未満:-20点
II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 ＜計算方法＞ 分母:新技能実習生の2号・3号修了者数 一うちやむを得ない不受検者数 十旧技能実習生の受検者数 分子:(3級合格者数+2級合格者数×1.5)×1.2 * 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする。* 施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。	・80%以上:40点 ・70%以上80%未満:30点 ・60%以上70%未満:20点 ・50%以上60%未満:0点 ・50%未満:-40点
II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者3人以上:35点 ・合格者2人:25点 ・合格者1人:15点 ・合格者なし:-35点
II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点 ・合格者なし:0点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	・合格者2人以上:5点 ・合格者1人:3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定委員(技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者)又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定	・有:5点

得点が満点(120点)の6割以上となる実習実施者は、優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

②技能実習を行わせる体制		【最大10点】
I 直近過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴	・全員有:5点	* 平成31年4月1日から加算対象
II 直近過去3年以内の生活指導員の講習受講歴	・全員有:5点	
③技能実習生の待遇		【最大10点】
I 第1号技能実習生の賃金(基本給)のうち最低のものと同低賃金の比較	・115%以上:5点 ・105%以上115%未満:3点	* 平成31年4月1日から加算対象
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	・5%以上:5点 ・3%以上5%未満:3点	
④法令違反・問題の発生状況		【最大5点】
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること(旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	・改善未実施:-50点 ・改善実施:-30点	* 平成31年4月1日から加算対象
II 直近過去3年以内における失跡がゼロ又は失跡の割合が低いこと(旧制度を含む。)	・ゼロ:5点 ・10%未満又は1人以下:0点 ・20%未満又は2人以下:-5点 ・20%以上又は3人以上:-10点	
III 直近過去3年以内に責めによるべき失跡があること(旧制度を含む。)	・該当:-50点	
⑤相談・支援体制		【最大15点】
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	・有:5点	* 平成31年4月1日から加算対象
II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること(旧制度を含む。)	・有:5点	
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受け入れを行ったこと(旧制度下における受け入れを含む。)	・有:5点	
⑥地域社会との共生		【最大10点】
I 受け入れた実習生に朝、日本語の学習の支援を行っていること	・有:4点	* 平成31年4月1日から加算対象
II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること	・有:3点	
III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること	・有:3点	